

永住出国者が携帯輸出する職業用具の認定について

蔵関第 367 号
昭和 54 年 4 月 18 日
改正 蔵関第 657 号
平成 5 年 6 月 24 日
改正 蔵関第 515 号
平成 31 年 4 月 18 日
改正 財関第 1118 号
令和 2 年 12 月 23 日
改正 財関第 909 号
令和 4 年 12 月 16 日

永住の目的をもって出国する者が携帯輸出する職業用具の認定は下記による。

記

1 職業用具の範囲

本人自ら職業の用に供することを目的とし、かつ、必要と認められる荷物。

職業による基準は、次の例によることとする。

- イ 旅館業者 旅館を經營するために必要な夜具、畳、じゅう器等
- ロ 製麦業者 製麦に必要な機械器具
- ハ 医師 医療に必要な器具及び医療に必要な最少限の医薬品
- ニ 合板工場経営者 合板工場の經營上必要な機械、器具
- ホ 縫製業者 縫製業を個人經營していた者が使用していたミシン。なお、本人及び家族数に応じた台数については、買い替えた新品も認める。
- ヘ その他の業者 上記イ～ホに掲げる業者に準じて取り扱うこと。なお、工場等で働いていた者が、当該工場で使用していた機械、器具等と同種のものを携帯輸出する場合には、これを認めて差し支えない。

(注) 販売業者が販売する商品及び本人又はその家族が自ら使用しない機械、器具等(例えば、大工場を經營している者が工場設備を持ち帰る場合等をいう。)については、職業用具として取り扱わないので留意すること。ただし、小規模の個人経営者又はその家族が持ち帰るものについては、本人又はその家族が自ら使用しないもの(例えば、使用人が使用していた事務機器等)であつても職業用具として取り扱つて差し支えない。

2 職業の認定

- イ 出国者の職業の認定に当つては、原則として本人が在住する地を所轄する市区町村長の発行する「職業に関する証明書」(別紙)によること。
- ロ 上記イの証明書を所持しない場合には、便宜、本人の勤務先の証明書等出国者の職業を証明するに足る資料によること。
- ハ 輸出しようとする職業用具が大量の高価品である場合は、当該出国者の事業又は職

業についての法人税、所得税、事業税又は固定資産税等の最近における納入を証する書類を提出するよう指導し、これを参考とすること。